

あらかしの^も森^の林通信

3月号



● フォーラムYUFU

● 市役所の窓口時間を延長します

● こんにちは。「都市景観室」です

～地域のことに一緒に考えませんか～



▲あいさつをする森光副市長

○輝く地域をめざして

進するため由布コミュニティ（地域の底力再生）事業を実施しています。市では実施地区を公募し、「安心・安全な地域づくり」をめざす赤野地区、「住みたくなる龍原づくり」をテーマとする龍原地区、「日本一の田舎づくり」を目標に地域活動に取り組む時松地区の3地域で実施しました。

2月17日、第2回目となる「フォーラムYUFU」がはさま未来館で開催されました。由布市では昨年度より、自主的な地域活動を支援し、住民相互の交流やふれあい、また地域の連帯に基づいた、より住みやすい地域社会の形成を推進するため由布コミュニティ

時松地区



時松自治区
梶原 義隆自治委員



人口122人（高齢化率41.0%）。棚田が広がる農業を中心とする中山間地で、少子高齢化が進行する地域。肥沃な農地に恵まれ、米は古くから酒米として重宝されている。グリーンツーリズムや川や水路などの美化活動を通じて「日本一の田舎づくり」をめざしている時松地区は『はじまってます田舎暮らし』を目標に決定。

龍原地区



龍原自治区
森 光明自治委員



人口245人（高齢化率38.0%）。少子高齢化がすすむ中山間地で、農業と給与収入を兼ねた兼業世帯が大半を占める。住民総参加で龍原夏祭りなどを通して、都市との交流と地域内で支え合うシステムづくりめざす龍原地区の将来目標は『自然と人がつくる夢ある龍原^{リュウワグツ}城』。

赤野地区



赤野地区
コミュニティ事業推進会
河野 通英会長



人口775人（高齢化率17.3%）。子育て真っ最中の世代とその子どもたちが多く、大分市のベッドタウンとしてここ数年転入者が多く人口が増加中。交通量も増える中、交通安全整備と地区行事や伝統文化継承を通じて住民の交流と郷土愛をめざす赤野地区の将来目標は『みんなで作る住みよい“赤野”キレイな“赤野”』に決定。

フォーラム YUFU

由布市の地域の“底力”再生に向けて



▲会場にはワークショップの成果展示も

まいった約180名の来場者から大きな拍手が送られました。フォーラム当日まで、地区住民の皆さん自らが地区の課題や魅力などを点検し、今後の方向性を見いだすため、ワークショップやフィールドワークを重ねてきました。3地域の発表者の全員、「地域の方向性を考える良いきっかけでした」と話していました。多くの方の参加が由布市を育てていくことでしょう。

○いざ取り組み発表へ

事例発表では、3地域の各代表者がステージスクリーンの映像とともに地域の現状とこれまでの地域内での取り組みを説明。積極的な活動内容と「このような地区になりたい」という強い思いを胸に、地域を代表して発表する説明者へ会場に集

○まちづくりディスカッション

フォーラムYUFUの最後は、事例発表した3地域の各代表者と森光副市長がパネラーとなり、浦野代表を助言者に迎えパネルディスカッションを開催。各地域の事例を踏まえた上で、「子どもたちに愛着を持たせるふるさとにおいて教育が重要。今後は『おもしろマジメ』にまちづくりを進めましょう」と浦野代表がコメント。来場者からは質問が出され、終始活発的な意見が交わされる中、最後



～講師紹介～

南あしコミュニティ研究所
代表取締役
うらひでかず
浦野 秀一氏

昭和21年生まれ。埼玉県川口市在住で、同市役所勤務を経て現職に。全国各地で「地域づくりアドバイザー」として活躍され、国土交通省地域振興アドバイザーや(社)日本広報協会技術顧問を務めている。代表的著書「まちづくりの主人公は誰だ」

続いて、(南あしコミュニティ研究所の浦野秀一代表の基調講演が開催されました。「自立した地域社会の形成に向けて」をテーマに、現在浦野代表が住む川口市の戸塚地区や先進事例をあげて、地区内での取り組みを紹介。時折、ユーモアを織り交



▲盛会だったパネルディスカッション

に浦野代表が「一懸命・一生懸命・一緒懸命」というまちづくりの3懸命を提唱し、締めくくりました。

○まちづくりはプロセス(過程)が大切

ぜながら「まちづくりはプロセス(過程)が大切。計画策定の段階から、地区住民参加の仕組みづくりがポイントであり、それが結局は実施段階で多くの地区住民参加と活力のある自立したまちづくりにつながる」など大変興味深い内容でした。また、分かりやすく4つのまちづくりのポイント(①「コミュニケーションの活性化 ②情報の共有 ③目標の共有 ④課題の共有」)を紹介。そして、女性や子どもたちも含めて、楽しくまちづくりに取り組むことが重要と参加者らに力強く訴えました。

市役所の窓口業務時間を午後6時まで延長します

～平成20年4月から平成21年3月まで1年間試行的に実施～

開庁(延長)日時

平成20年4月1日から平成21年3月31日
月曜日から金曜日(祝日を除く)の午後6時まで

開庁場所

庄内庁舎…市民課窓口、税務課窓口

(☎097-582-1111) 市民課内線150、税務課内線139

挾間庁舎…地域振興課窓口

(☎097-583-1111) 内線1231

湯布院庁舎…地域振興課窓口

(☎0977-84-1311) 内線323

取扱業務

住民票等に関するもの

1. 印鑑登録証明書
2. 住民票
3. 戸籍謄本・抄本
4. 戸籍の附票
5. 印鑑登録

税等に関するもの

1. 所得額証明書
 2. 所得額・課税額証明書
 3. 課税証明書
 4. 非課税証明書
 5. 評価額証明書(土地・家屋)
 6. 公課証明書(土地・家屋)
 7. 資産証明書
 8. 完納の納税証明書
- ① 納税証明書
② 軽自動車税納税証明書
(車検用のみ)



4月から1年間各種証明書の発行業務を月曜日から金曜日(祝日を除く)は、午後6時まで延長します。なお、今回は、通常の時間帯に利用できない人などの利用状況を把握し、今後の住民サービスの向上や窓口業務のあり方について検討するため、試行的に実施するものです。

時間延長に伴い、取り扱いてできる業務は通常時間帯より制限されますが、次のとおり行います。他の関係機関への照会を要するものなど、内容によってはできない場合もありますので、不明な点などがある場合は必ず事前に問い合わせてください。



写真付き住基カードは 運転免許証などと同様に公的証明書として利用できます

こんなときに
便利です

- 銀行口座等の新規開設
- 戸籍の届け出
- 携帯電話・クレジットカード等の契約
- パスポートの発行
- 行政機関の個人情報開示請求
- 書留郵便等の受け取り

「住基カード」の交付手続き、手数料などについては市民課(☎097-582-1111 内線152)にお問い合わせください。

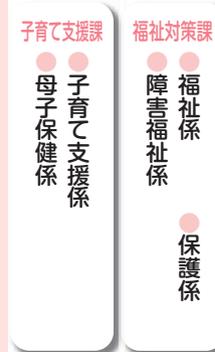
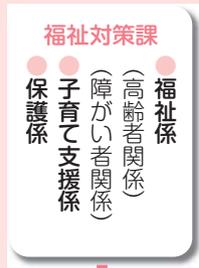


4月1日
から

市役所の組織が変わります

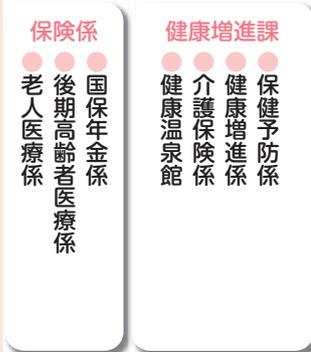
子育て支援課を新設します

全国的な少子化に伴い、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現」を基本理念に「子育て支援課」を新設します。



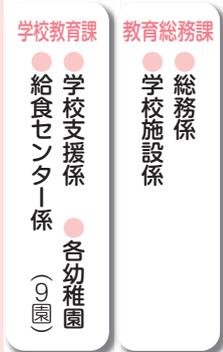
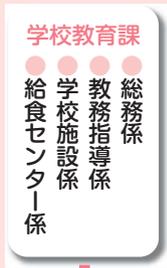
介護保険系の移行と後期高齢者医療系の設置

平成20年4月から老人保健法の廃止により後期高齢者医療制度が始まります。これに伴い組織の再編を行い、後期高齢者医療係を新設します。また、介護保険をより充実するため、健康増進課に介護保険係を移行し、一層のサービスの充実に努めます。



教育総務課を新設します

教育委員会部局に総括業務を担当する組織として「教育総務課」を新設します。



由布市男女共同参画プラン案を答申

由布市の男女共同参画社会の実現に向けた「由布市男女共同参画プラン」について由布市男女共同参画審議会(甲斐靖子会長、15人)が2月8日、首藤市長にプラン案を答申しました。

審議会では、市民による意識調査結果や国、県の動向を踏まえたプラン案の内容や施策について、慎重な審議をしていただきました。本計画を基本に由布市全体で男女共同参画の認識を深め、男女が社会の対等な構成員として、互いに人権



を尊重し、喜びや責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指します。

由布市塚原全共跡地の「プロポーザル募集のお知らせ」

由布市では、塚原全国和牛能力共進会の会場跡地である湯布院町塚原の市有地を有効利用することにより、由布市および塚原地域の活性化を図ることを計画しています。

そこで、有効利用を目的とした売却後の活用案を幅広く募集するために、跡地利用に関するプロポーザル(事業計画実施提案)を民間事業者に対して実施します。

本プロポーザルの提案課題・条件等の詳細については、契約管理課にお問い合わせください。なお、由布市公式ホームページにも掲載しています。

●問い合わせ 契約管理課(挾間庁舎)

(097-583-1111) 内線1321・1322

こんにちは。「都市景観室」です

昨年10月1日、由布市に「都市景観室」が誕生しました。今後、皆さんとともに「都市計画」や「景観計画」に取り組んでいきます。どうぞよろしくお願ひします。

何をするところ？

湯布院地域の「大規模ホテルへの対応」「湯の坪街道周辺の景観づくりへの対応」や「挾間・湯布院の「都市計画道路の見直し」などの差し迫った課題への取り組みのために設置されました。

土地利用の誘導や環境保全を図る仕組みとして、「都市計画」「環境保全条例」、「潤いのある町づくり条例」がありますが、時代の変化とともに対応し難い状況も見受けられるようになってきました。

また、平成17年制定の「景観法」により由布市も「景観行政団体」として独自の取り組みを行うことになりました。

「景観行政」の取り組みとともに「都市計画」や「環境保全条例」「潤いのある町づくり条例」の見直しを行います。

具体的な進め方は？

「由布市景観マスタープラン」を策定し、都市計画と景観計画の基本的な方針を定めます。

学識経験者・各種審議会代表委員・市民公募委員などからなる「景観マスタープラン策定委員会」を組織し策定を進めます。去る2月27日に第1回目の委員会を開催しました。

景観マスタープランは、どんな内容なの？

一言でいえば「まちづくりの基本計画」です。現状の都市計画や条例の課題を整理し、めざすべきまちづくりの方向性を示し、その実現のための「都市計画」「景観計画」「条例」の規制・誘導のあり方を示すものになります。

まちづくりのための規制・誘導のためには、市民の方々の合意が大前提となります。マスタープランで示された方向性に基き、各地域ごとに「まちづくり協議会」を組織し、具体的な規制・誘導の内容について協議する予定です。

いつまでに作り上げるの？

「景観マスタープラン」は平成20年末の策定を考えています。具体的な推進方策等の検討は「まちづくり協議会」で行います。

本年8月に湯布院地域に協議会を設置、その後、挾間地域、庄内地域に設置する予定です。

具体的な「都市計画」や「景観計画」「条例」の内容は協議会での論議を踏まえ定めてまいります。

まちづくり協議会のメンバーは？

「景観マスタープラン策定委員会」の公募委員に加わっていただくほか、市民の方々から10人程度の参加をお願ひしたいと考えております。

これに学識経験者・市役所・コンサルタント等が加わります。月1回〜2回の会議を実施する予定です。

積極的に協議の内容などをお知らせし、できるだけオープンな議論にしたいと考えております。ご理解とご協力の程よろしくお願ひします。

ご意見・ご要望は

都市景観室(挾間庁舎)までお願ひします。

☎097-583-1111
内線1252



▶ 第一回策定委員会の様子

噴火警報 噴火警戒レベル

の発表を開始(九重山)



気象庁は平成19年12月1日から噴火警報、噴火警戒レベルの発表を開始しました。

- 噴火災害軽減のため、噴火予報および警報を発表します。
- 噴火警戒レベルは、危険な範囲やとるべき防災行動をキーワードで発表します。
- 噴火警報は、「火口周辺」、「居住域」等、その影響する範囲を明示します。

噴火警報

噴火警戒レベル4(避難準備)およびレベル5(避難)の対象となる居住地域に発表

火口周辺警報

噴火警戒レベル2(火口周辺規制)の対象となる火口から少し離れた所までの火口周辺およびレベル3(入山規制)の対象となる居住地域の近くまでの火口周辺に発表

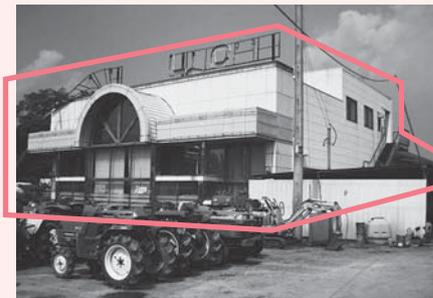
問い合わせ

防災危機管理室

(☎097-582-1111 内線212)

詳しくは、気象庁ホームページ(<http://www.jma.go.jp/>)の気象等の知識「火山」をご覧ください。

所在地 ◆ 由布市庄内町東長宝字椀ノ石420番地13 外
 物件 ◆ 土地2筆(宅地) 403.28㎡
 建物1棟(遊技場、居宅)
 1階 306.68㎡
 2階 101.23㎡
 公売方法 ◆ 入札(土地・建物一括)
 入札日時 ◆ 3月25日(火) 午前11時
 (午前10時30分から受付)
 入札場所 ◆ 由布市役所庄内庁舎3階 大会議室
 見積価額 ◆ 124万円
 公売保証金 ◆ 13万円
 (現金または銀行振り出しの小切手)
 問い合わせ ◆ 収納課 (☎097-582-1111 内線302)



差押不動産を公売します

住宅用火災警報器の悪質な訪問販売に



消防法の改正に伴い、住宅用火災警報器の設置が義務付けられていますが、これに便乗した悪質な訪問販売をする者が県内の各地で出没していますので、ご注意ください。

悪質な例

一人暮らしの老人宅を狙い、「法律が変わり、一般住宅に住宅用火災警報器を設置しなければならないため、この地区の家を順番に回って取り付けています。設置しないと罰金がかかりますよ。今なら定価2万5千円を2万円にします。」と言って、勝手に家の中へ上がりこみ、台所の天井に機器を取り付け、代金を支払ったところ、領収書を渡さずに帰るといった事例がありました。

注意点

- ・住宅用火災警報器を設置しなくても、罰則はありません。
- ・市場価格は、1個5,000~6,000円前後です。
- ・電気店または、ホームセンター等でも容易に購入できます。
- ・消防署員や市の職員が住宅用火災警報器や消火器を販売することは、ありません。怪しいと思ったら事前に最寄りの消防署へご連絡ください。
- ・取り付けも点検も個人で容易に行うことができます。

※ご不明な点は、近くの消防署までお問い合わせください。

由布市消防本部、消防署 ☎097-583-1500
 庄内出張所 ☎097-582-0119
 湯布院出張所 ☎0977-85-2355

庄 内		
月 日	時 間	場 所
4月7日 (月曜日)	9:00 ~ 9:20	柿原公民館前
	9:30 ~ 9:50	仁瀬の坂三叉路
	10:00 ~ 10:10	加倉バス停前
	10:30 ~ 10:40	下直野公民館前
	10:50 ~ 11:00	直野内山公民館前
	11:10 ~ 11:20	内山観音入口
	11:30 ~ 11:40	上重公民館前
	11:50 ~ 12:00	河村商店前(井手下)
	13:50 ~ 14:00	高津原三叉路
	14:10 ~ 14:20	栢の木バス停前
	14:30 ~ 14:40	中村バス停前
14:50 ~ 15:00	阿蘇野中央公民館前	
4月8日 (火曜日)	9:30 ~ 9:50	下武宮天理教前
	10:00 ~ 10:20	佐藤剛夫様宅前
	10:30 ~ 10:40	平石農協倉庫前
	10:50 ~ 11:00	雲取神社
	11:10 ~ 11:30	和田九州男様宅前(水足)
	11:40 ~ 11:50	佐平治精米所前
	13:30 ~ 13:40	土師政喜様宅前(長野)
	13:40 ~ 13:50	上組桜山三叉路
	14:00 ~ 14:20	長野農協倉庫前
	14:30 ~ 14:40	古長吉男様宅前
	14:50 ~ 15:00	上山益弘様宅前
15:10 ~ 15:20	甲斐堅市様宅前(猪野)	
15:30 ~ 15:50	畑田公民館前	
4月9日 (水曜日)	9:30 ~ 9:50	由布高校前
	10:10 ~ 10:30	日吉屋前(龍原)
	10:40 ~ 10:50	室小野バス停横
	11:00 ~ 11:20	五ヶ瀬公民館前
	11:30 ~ 11:50	大龍西部公民館前
	13:20 ~ 13:40	庄内体育センター
	13:50 ~ 14:10	小野屋区民会館
	14:20 ~ 14:40	五福公民館前
15:00 ~ 15:20	内川野	
15:30 ~ 15:40	庄内庁舎 保健センター前	
4月10日 (木曜日)	9:30 ~ 9:40	橋爪公民館前
	9:50 ~ 10:10	西庄内小学校校庭隅
	10:20 ~ 10:50	東家公民館前
	11:00 ~ 11:10	瓜生田バス停前
	11:20 ~ 11:40	庄内公民館前(旧中央公民館)
	13:20 ~ 13:30	工藤不二夫様宅前
	13:40 ~ 13:50	南庄内小学校入口
	14:00 ~ 14:20	中淵農協旧倉庫前
	14:30 ~ 14:40	宮崎酒店前
	14:50 ~ 15:00	上淵消防小屋前
	15:10 ~ 15:20	上々淵真願寺横

犬の予防注射と登録は お忘れなく

狂犬病予防注射・登録

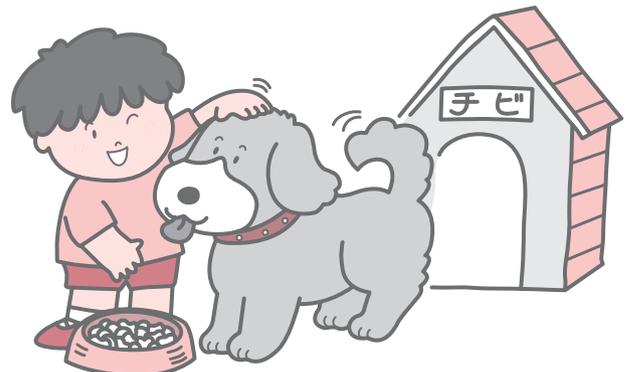
- 予防注射料金 **3,000**円(年1回)
- 登録手数料 **3,000**円(犬の一生に1回)

注意事項

- 当日は、犬の首輪をしっかり付け、犬を制御できる人が連れて来てください。
- 登録済みの飼い主には、注射受付票(はがき)を郵送しますので、必ず持参してください。
- 市内在住の方は、都合の良い場所で注射を受けることができますが、できるだけ居住町内で受けてください。
- 雨天でも実施します。
- 予防注射の前後2~3日は、激しい運動やシャンプーは控えてください。
- 動物病院でも同じ料金で狂犬病予防注射ができます。受けるときは、事前に病院に確認してください。

問い合わせ

環境課(湯布院庁舎)
☎0977-84-3111 内線524
挾間振興局地域振興課
☎097-583-1111 内線1241
庄内振興局地域振興課
☎097-582-1111 内線118



挟 間		
月 日	時 間	場 所
4月21日 (月曜日)	13:30 ~ 14:00	阿鉢自治公民館前
	14:10 ~ 14:30	小野自治公民館前
	14:40 ~ 15:00	谷中村自治公民館前
	15:10 ~ 15:30	谷東部自治公民館前
	15:40 ~ 16:00	生田原自治公民館前
4月22日 (火曜日)	9:30 ~ 10:20	北方自治公民館前
	10:40 ~ 11:30	上市自治公民館前
	13:30 ~ 13:40	妻ヶ城バス停前
	13:50 ~ 14:10	石城小学校北側入口前
	14:30 ~ 15:00	来鉢自治公民館入口前
	15:10 ~ 15:30	北田代自治公民館入口
4月23日 (水曜日)	15:40 ~ 16:00	南田代自治公民館前
	9:30 ~ 9:50	詰自治公民館前
	10:10 ~ 10:30	朴木自治公民館前
	10:50 ~ 11:20	時松農事集会所前
	13:30 ~ 13:50	三船自治公民館前
	14:00 ~ 15:00	古野自治公民館前
4月24日 (木曜日)	15:20 ~ 16:10	医大ケ丘3丁目ふれあい公園
	9:30 ~ 10:00	柏野自治公民館前
	10:10 ~ 10:30	鬼瀬自治公民館前
	10:40 ~ 10:50	池の上自治公民館前
	11:10 ~ 11:40	篠原自治公民館前
	13:30 ~ 13:40	馬見塚光也様宅前
	13:50 ~ 14:00	茅場自治公民館前
	14:10 ~ 14:20	海老毛自治公民館前
	14:40 ~ 15:00	丸田自治公民館前
	15:10 ~ 16:00	赤野自治公民館前
4月25日 (金曜日)	9:30 ~ 9:50	下筒口自治公民館前
	10:00 ~ 10:20	上筒口自治公民館前
	10:30 ~ 11:00	酒野自治公民館前
	11:10 ~ 11:20	山田自治公民館前
	13:30 ~ 14:00	中恵自治公民館前
	14:10 ~ 14:40	田ノ小野自治公民館前
	14:50 ~ 15:10	同尻自治公民館前
	15:20 ~ 16:00	挟間庁舎旧保健センター前
5月11日 (日曜日)	9:00 ~ 9:10	石城小学校北側入口前
	9:20 ~ 9:30	来鉢自治公民館入口前
	9:50 ~ 10:00	朴木自治公民館前
	10:20 ~ 10:50	古野自治公民館前
	11:00 ~ 11:20	医大ケ丘3丁目ふれあい公園
	11:30 ~ 11:40	北方自治公民館前
	13:30 ~ 13:50	中恵自治公民館前
	14:00 ~ 14:20	柏野自治公民館前
	14:30 ~ 14:50	下市自治公民館前
	15:00 ~ 15:20	鶴田自治公民館前
	15:30 ~ 16:00	挟間庁舎旧保健センター前

庄 内		
月 日	時 間	場 所
4月10日	15:30 ~ 15:40	星南小学校入口
4月11日 (金曜日)	9:00 ~ 9:10	小挟間神社前
	9:20 ~ 9:30	袖の木バス停前
	9:40 ~ 9:50	影戸バス停三叉路
	10:00 ~ 10:10	上瀬口バス停前
	10:20 ~ 10:40	竹の中工芸センター
	10:50 ~ 11:00	首藤正様宅上四又路(中尾)
	11:10 ~ 11:40	久保公民館前
	13:30 ~ 13:50	蛇口公民館前
	14:00 ~ 14:20	長宝団地公園
	14:30 ~ 14:50	樺木バス停前
15:00 ~ 15:20	下樺木交差点	
湯 布 院		
月 日	時 間	場 所
4月14日 (月曜日)	9:30 ~ 11:30	温湯区公民館前
	13:30 ~ 13:50	並柳公民館前
	14:00 ~ 14:40	湯布院市民サービス課 水道係前
	14:50 ~ 15:30	西石松公民館前
	15:40 ~ 16:00	山崎地区集会所前
4月15日 (火曜日)	9:30 ~ 10:10	川西児童体育館前
	10:20 ~ 10:40	内徳野公民館前
	10:50 ~ 11:10	上津々良農民研修センター前
	11:20 ~ 11:40	鮎川公民館前
	13:30 ~ 14:10	塚原公民館前
	14:30 ~ 14:40	若杉公民館前
	15:00 ~ 15:30	荒木公民館前
	15:40 ~ 16:10	石光公民館前
4月16日 (水曜日)	9:20 ~ 9:35	湯平農民研修センター前
	9:45 ~ 10:00	湯平ふれあい公園(橋本)
	10:15 ~ 10:35	畑グランド前
	10:50 ~ 11:20	下湯平農民研修センター前
	11:30 ~ 11:40	水地公民館前
	13:30 ~ 15:30	健康温泉館駐車場
挟 間		
月 日	時 間	場 所
4月18日 (金曜日)	9:30 ~ 9:50	高崎自治公民館前
	10:10 ~ 10:20	山口自治公民館前
	10:40 ~ 10:50	中台自治公民館前
	11:10 ~ 11:30	七蔵司自治公民館前
	13:30 ~ 14:00	サントピア古野公園前
	14:20 ~ 14:50	古野郷自治公民館前
	15:00 ~ 15:20	サニータウン挟間公園前
	15:30 ~ 16:00	喜多里自治公民館前
4月21日 (月曜日)	9:30 ~ 10:00	鬼崎自治公民館前
	10:10 ~ 10:40	鶴田自治公民館前
	10:50 ~ 11:40	下市自治公民館前

チャレンジ! おおいた国体だより

由布市開催競技日程

- ◆**ゴルフ競技(少年男子)**: 9月11日(木)~13日(土)
~大分サニーヒルゴルフ倶楽部~
- ◆**アーチェリー競技**: 9月28日(日)~30日(火)
~大分県消防学校グラウンド特設アーチェリー場~
- ◆**銃剣道競技**: 9月28日(日)~30日(火)
~由布市立湯布院中学校体育館~
- ◆**ライフル射撃競技(CPを除く)**: 10月3日(金)~6日(月)
~大分県立庄内屋内競技場・由布市立東庄内小学校体育館~
- ◆**ラグビーフットボール競技(少年男子)**: 10月3日(金)~7日(火)
~由布市湯布院スポーツセンター第2球技場~



県内一周大分合同駅伝3日目は、再スタートの庄内庁舎とゴールの湯布院庁舎前で、めじろんも応援しました。

めじろんグッズを販売中!

チャレンジ! おおいた国体のマスケットキャラクター「めじろん」はすっかり、人気者となっているようです。

現在、公式グッズは19種類ほどあり、コンビニや県内デパート、また県内の国体実行委員会事務局でも購入可能です。売上げ金は国体資金集めの募金に回される予定です。

グッズはチャレンジ! おおいた国体由布市実行委員会(由布市役所庄内庁舎 国体推進室)でも販売しています。

ぜひ、かわいい、めじろんグッズをいかがですか(一部のグッズは取り扱っておりません)。



▶エアバリン、携帯ストラップ、ピンズ、ぬいぐるみ(小・ミニ)、ハンドタオルが国体推進室にあります。

ボランティア再募集

国体で、全国から由布市を訪れる選手監督や競技関係者のおもてなしや競技会の補助、国体を盛り上げるための花づくり・清掃活動・PR等のイベントのお手伝い等をしていただきます。主な活動内容は、左記のとおりです。なお、活動は無報酬でお願いします。

【申込資格】

16歳以上の方(高校生含む)で、由布市内在住、在学、在勤の方で個人または団体。ただし、高校生については保護者の同意書が必要になります。

1 申込方法

申込用紙に記入し、チャレンジ! おおいた国体由布市実行委員会に提出してください。4月以降説明会を開きます。

※申込用紙は各地域振興課にあります。また、チャレンジ! おおいた国体由布市実行委員会ホームページからダウンロードできます。

2 競技会場におけるボランティア

各競技会場において、競技会の補助をしていただきます。

○**運営ボランティア**: 競技会場において競技会の補助

〈受付・案内、交通誘導、接待、弁当配布、会場管理〉

○**式典ボランティア**: 競技会場において式典補助やアナウンス

〈アナウンス、式典補助〉

○**専門ボランティア**: 競技会場において筆耕や手話等

〈筆耕、手話、記録〉

※期間は事前研修会等を含めて、8月から国体終了までとなります。

3 市民運動ボランティア

コスモス植栽やプランター花育成管理・市内清掃活動などをしていただきます。

※期間は4月から国体終了までです。

いづれも、国体開催期間中を中心に活動していただきます。なお、事前の研修会があります。

※お問い合わせは**チャレンジ! おおいた国体由布市実行委員会**(由布市国体推進室) **097-582-1111** 内線308、**FAX 097-582-1231** (1)まで。

「合併処理浄化槽」

補助金(仮申請)の受け付けをします

「合併処理浄化槽」を設置する家庭に対して補助金を交付するための仮申請を受け付けます。

■補助対象 5月1日以降に着工予定で次の要件を満たす人

- ・住宅の新築やトイレの改造などを行い、合併処理浄化槽を設置する人
- ・由布市内に住所がある人、または市外者で完成後住所変更のできる人(平成21年2月末までに設置完了予定の人)
- ・店舗などの併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上が居住用であること。

※ただし、共同住宅、販売目的(別荘を含む)で住宅を建設する場合は対象になりません。

■補助金仮申請の手続き方法

環境課、または挾間・庄内の地域振興課窓口で仮申請の手続きをしてください。仮申請書は担当課の窓口を用意しています。

■受付開始日 4月10日(木)

■申請締切期限 補助金予算枠範囲内まで

■補助金額

5人槽相当(160㎡未満) … 332,000円

7人槽相当(160㎡以上) … 414,000円

10人槽相当(2世帯住宅、大家族住宅) … 548,000円

※11人槽以上は、10人槽の補助額で打ち切りとします。

■問い合わせ

環境課(☎0977-84-3111 内線524)

挾間地域振興課(☎097-583-1111 内線1227)

庄内地域振興課(☎097-582-1111 内線117)

3月は「緑化推進強化月間」です

環境緑化用の樹木を無料配布

●苗木配布日

3月25日(火) 午前9時30分～

●配布場所

環境課(湯布院庁舎)

挾間地域振興課商工環境係(挾間庁舎)

庄内地域振興課商工環境係(庄内庁舎)

●苗木の種類

アジサイ、イロハモミジ、キンモクセイ、クルメツツジ、サクラ、サザンカ、サツキツツジ、センリョウ、ツバキ、ドウダンツツジ、ハナミズキ、ヒラドツツジ、ブンゴウメ、ヤエザクラ

※各庁舎配布本数は240本です。数に限りがありますので、各地域の担当係へお問い合わせください。

●問い合わせ

環境課(☎0977-84-3111 内線523・524)

挾間地域振興課(☎097-583-1111 内線1227)

庄内地域振興課(☎097-582-1111 内線117)



在宅重度障がい者住宅改造経費を助成します

在宅で生活する重度の障がいのある方の日常生活を容易にするため、既存住宅の浴室やトイレ等を特別に障がい者向けに改造する場合、その経費の一部を助成します(障がいの内容に適した改造となっている必要があります)。

●対象者 現在居住している住宅設備を改造する必要がある方で、

次の条件を満たす障がい者またはその障がい者と同居する方

①重度の心身障がい者・児(次のア～ウのいずれかに該当する手帳の交付を受けている方)

ア. 身体障害者手帳1級または2級

イ. 療育手帳A1またはA2(もしくはA)

ウ. 精神障害者保健福祉手帳1級

②対象者の属する世帯の前年の所得税課税額が14万円以下であること

●補助限度額 60万円(ただし、介護保険、日常生活用具の助成を受けることができる場合はその補助対象額を控除した額)

●自己負担額 3分の1(ただし、生活保護法による被保護世帯にあつては、補助対象経費内)

●優先となる制度 介護保険の住宅改修事業優先

●申込期間 4月～5月中旬

●申込・問い合わせ

福祉対策課(☎0977-84-3111 内線319)

普通自動車税等の減免対象となる障がいの範囲が一部見直されます

身体等に障がいがあるため歩行が困難な方が所有する自動車について、一定の要件を満たす場合には、普通自動車税、自動車取得税を減免しています。平成20年度から減免の対象となる障がいの範囲が次のとおり一部拡大されます。

見直しの内容

【身体障害者手帳所持の方】

障がいの区分	障がいの級別	
	生計を一にする者または常時介護者運転	
	現行	改正後
下肢不自由者	1級、2級および3級の1	1級、2級および3級の1ならびに3級から6級までの各級(3級の1を除く)で他の障がいを重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級または2級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	移動機能	1級から3級(一下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)までの各級および3級(一下肢のみに運動機能障がいがある場合に限る)から6級までの各級で他の障がいを重複する場合は、身体障害者手帳の等級が1級または2級

※なお、右記以外の障がいの区分、戦傷病者手帳を所持している方および精神・知的障がい者の方については、これまでと変更はありません。また、申請時に証明書等の添付が必要となる場合があります。

新たに減免の対象となる障がいの例

(例) 脳梗塞による右上肢機能著障(3級)、右下肢機能著障(4級)で総合等級が1種2級
適用時期

平成20年度の普通自動車税、自動車取得税から適用します。
 なお、すでに障がい者本人名義の普通自動車をお持ちで、今回の改正により新たに減免対象となる方については、4月1日(火)から4月30日(水)までの間に申請すれば、平成20年度の普通自動車税が全額免除になります。5月以降に申請された場合は、申請日の属する月からの月割りでの減免となります。

問い合わせ

自動車の所有者および障がいの等級等に制限があります。

福祉対策課福祉係

☎0977-84-3111

内線319

認知症とは? ~知ってください~

日常生活に支障のないもの忘れは生理的な老化現象です。もの忘れて、日常生活に支障が出てくるものは、「認知症」が疑われます。85才以上で4人に1人その症状があるといわれており、「認知症」は脳の病気としての理解が必要な、身近な病気です。



○認知症の種類 ~大きく二つのタイプに分けられます~

- アルツハイマー型認知症 ・ 認知症の6割を占め、脳が病的に委縮していき機能が損なわれる認知症
- 脳血管性認知症 ・ 脳梗塞や脳出血などが原因で脳の血管障害から起こる認知症

○認知症は早期発見・早期治療はもちろん「地域の理解」が不可欠です

認知症の人は、記憶障害や失語などの症状に悩まされながらも、自分らしく尊厳をもって住み慣れた地域で暮らしたいと願っています。そのためには、地域の支え合いが必要です。正しい知識をもち、認知症の人や家族を支える手だてを知っていれば「尊厳ある暮らし」をみんなで守ることができます。

○認知症サポーターとして

由布市では現在、地域の皆様に認知症を正しく理解してもらうために、認知症キャラバンメイト(講師)の方を中心に、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者である「認知症サポーター養成講座」を実施しています。

受講を希望される方は、職場単位または地域単位などで申し込みください。(ただし10人以上の受講者が見込まれるもの。)連絡先は由布市福祉対策課福祉係☎0977-84-3111(内線311)へお願いします。

~認知症についての相談窓口~

- ◆由布市包括支援センター各地域の事務所
 ☎097-583-6850(挾間) ☎097-582-0106(庄内) ☎0977-84-4700(湯布院)
- ◆地域総合相談支援センター(由布市社会福祉協議会挾間・湯布院事務所内)
 ☎097-583-4344(挾間) ☎0977-84-3610(湯布院)

国民健康保険からのお知らせ

■自己負担限度額が据え置かれます

現在1割負担となっている70歳から74歳の方の医療機関等窓口負担が、平成20年4月から「2割」へ引き上げられる予定でしたが、平成21年3月まで据え置かれることになりました。

70歳から74歳の方の高齢受給者証の差し替えについて

現在1割負担となっている方に交付している高齢受給者証には、一部負担金の割合が「2割(平成20年3月31日までは1割)」と記載されています。このため、今回の据え置きにともない、3月に新たな高齢受給者証を送付します。なお、現在お持ちの高齢受給者証は、3月末日までの使用については支障ありません。

※すでに3割負担の方、4月から始まる後期高齢者医療制度の対象となる一定の障がい認定を受けた方は除きます。

■国民健康保険税の年金天引き(特別徴収)が始まります

平成20年4月から国民健康保険に加入している世帯主および世帯員が65歳以上75歳未満で、主に次の2つの条件を満たす場合は、原則、国民健康保険税が世帯主の年金から天引き(特別徴収)されます。

- 国民健康保険の世帯主が年額18万円以上の年金をもらっている場合
 - 国民健康保険の世帯主の介護保険料と世帯の国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合。
- 右記以外の場合は、今までどおりの納付方法となります。

年金からの天引き(特別徴収)方法

年金の支給月(年6回)に、あらかじめ保険税が年金から徴収されます。

仮徴収		
4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)

- ・翌年の所得が確定するまでは昨年の国民健康保険税額を年金支給回数で除した金額を納めます。
- ・4月に保険税徴収額をお知らせする「特別徴収通知書」を送付します。

本徴収		
10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

- ・前年の所得が確定した後は年間保険税額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます。

はさま里唄踊りを映像化

挾間地域では、「里唄文化あふれる町づくり」をめざし、挾間文化協会を中心に里唄文化を保存・継承していきこうと「はさま里唄踊り保存会(秋好喜四郎会長)」が設立されました。

今回、「里唄文化」保存・継承事業として、里唄文化を地域の文化として正確に保存・伝承するとともに、同保存会の今後の普及活動や後継者育成のツールとして活用するためにこの里唄踊りを映像化しました。



収録曲には「挾間土手つき唄」や「挾間力哉口説」、来鉢の「団七踊り」など計11曲を収録。出演者たちはとても真剣な表情で、日ごろの練習した成果を披露しました。「記録に残すことができうれしいです。これを機会に一人でも多くの方に里唄を広めたいです」と話すのは踊りの指導者で副会長の日野八重子さん。あなたもぜひ映像を通じて「里唄文化」にふれてみませんか。



あなたも里唄踊りをしませんか

毎週月曜日の午後7時から午後9時および毎週木曜日の午後1時から午後2時まで、はさま未来館の多目的研修室で練習をしています。見学は自由で、受講料は無料。お気軽にどうぞ。

里唄踊りDVDをお貸しします

完成後、無料で里唄踊りのDVDをお貸しします。お問い合わせは挾間地域振興課(☎097-583-1111)までお願いします。
※DVDは3月末に完成予定です。

後期高齢者医療被保険者証^{保険証}を発送します

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。それに伴い後期高齢者医療被保険者証(保険証)が3月中に被保険者1人に1枚交付されます。

「75歳以上の人」、「一定の障がいがある(寝たきり等)65歳以上の人で、広域連合の認定を受けた人※」は、全員新たな制度の被保険者です。

※老人保健制度で認定を受けている人は、広域連合で認定を受けたものとみなされます。



後期高齢者医療被保険者証(保険証)

● 発送方法

保険証は、配達記録郵便で発送します。不在の場合には「不在連絡の通知書」が入りますので、通知書に記載された方法でお受け取りください。

● 病院にかかるとき

後期高齢者医療被保険者証1枚を窓口で提示してください。

● 資格取得年月日(対象となる日)

対象者	資格取得年月日	手続き
昭和8年4月1日以前に生まれた人	平成20年4月1日	申請不要
昭和8年4月2日以降に生まれた人	75歳誕生日当日	申請不要
一定の障がいがある65歳以上の人	広域連合の認定を受けた日	申請必要

※75歳になるときに加入の届け出は必要ありません。届け出をしなくても誕生日前に保険証が送付されます。

※一定の障がいがある65歳以上の方は、申請をして広域連合から認定を受けることが必要です。ただし、老人保健制度で認定を受けていた人は、認定を受けたものとみなされます。

● 一部負担金の割合(窓口での負担)

所得に応じて、1割または3割が記載されています。病院等には、かかった医療費の1割または3割を負担してください。

● 有効期限

平成21年7月31日

ただし、平成20年度の所得(平成19年中収入)により負担割合が変わる人には、平成20年7月中に新しい保険証が送付されます。なお、負担割合が変わるのは、平成20年8月1日からです。



※新たな制度の被保険者になった日から、今まで加入している医療保険の保険証、老人医療受給者証(または高齢受給者証)は使えなくなり、後期高齢者医療被保険者証1枚で受診できます。

入院をするときに

市町村民税非課税世帯等の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、申請をしてください。なお、老人保健制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、保険証送付時に同封して発送しますので、申請の必要はありません。

受けられる医療の給付について

現行の老人保健制度と同じ医療の給付が受けられます。老人保健制度で、高額療養費(負担した医療費が限度額(月ごと)を超えた場合に支給)の申請をされている人は、引き続き広域連合から支給されますので、申請の必要はありません。申請手続きをされていない人は、一度申請をされれば、高額療養費に該当する月ごとに支給されますので、申請手続きをしてください。

なお、新たに高額医療・高額介護合算制度が始まります。同じ世帯内の介護保険サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算が高額になったとき、限度額(年ごと)を超えた分が支給されます。申請手続きについては、申請受付が平成21年8月からとなりますので、申請時期が近づきましたら市報等でお知らせします。

葬祭費の支給について

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき、葬祭を行った人に対して葬祭費20,000円が支給されます。

保険料の納め方

保険料の納め方は、年金から徴収(特別徴収)される方法と、市町村から送付する納付書や口座振替等で納める(普通徴収)方法があります。ただし、原則として年金から徴収されます。

※健康保険や共済組合などの被扶養者であった人については、特例措置として、4月から9月までの半年間、保険料の負担はありません。

$$\text{保険料} = \text{均等割額} + \text{所得割額} \quad (\text{所得} \times \text{所得割額})$$

被保険者全員が保険料を納めます。被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」との合計額が保険料となります。

年金からの徴収(特別徴収)

対象となる人 年金が年額18万円以上の人

※ただし、介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除きます。
※平成20年度においては、会社の健康保険などの被保険者本人であった人は、特別徴収に切り替わるまでの間、普通徴収となります。

年金の支給月(年6回)の際に、あらかじめ保険料が年金から徴収されます。

仮 徴 収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)

○前年の所得が確定するまでは仮計算された保険料を納めます。
(4月に保険料仮徴収額をお知らせする仮徴収額決定通知書を送付します。)

本 徴 収		
10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)

○前年の所得が確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます。

納付書等で納付(普通徴収)

対象となる人

- 年金額が年額18万円未満の人
- 介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える人

納め方

7月に保険料額をお知らせする通知書兼納付書を送付しますので、7月から翌年2月までの毎月(8期)納めます。



問い合わせ

- 大分県後期高齢者医療広域連合(☎097-534-1771、1773)
<http://www4.ocn.ne.jp/~oita-kou/>
- 保険課老人医療係(☎0977-84-3111 内線362)

平成20年度から 基本健康診査が特定健康診査に変わります

健康診査の詳しい受け方および自己負担については、市報4月号や自治回覧でお知らせします。

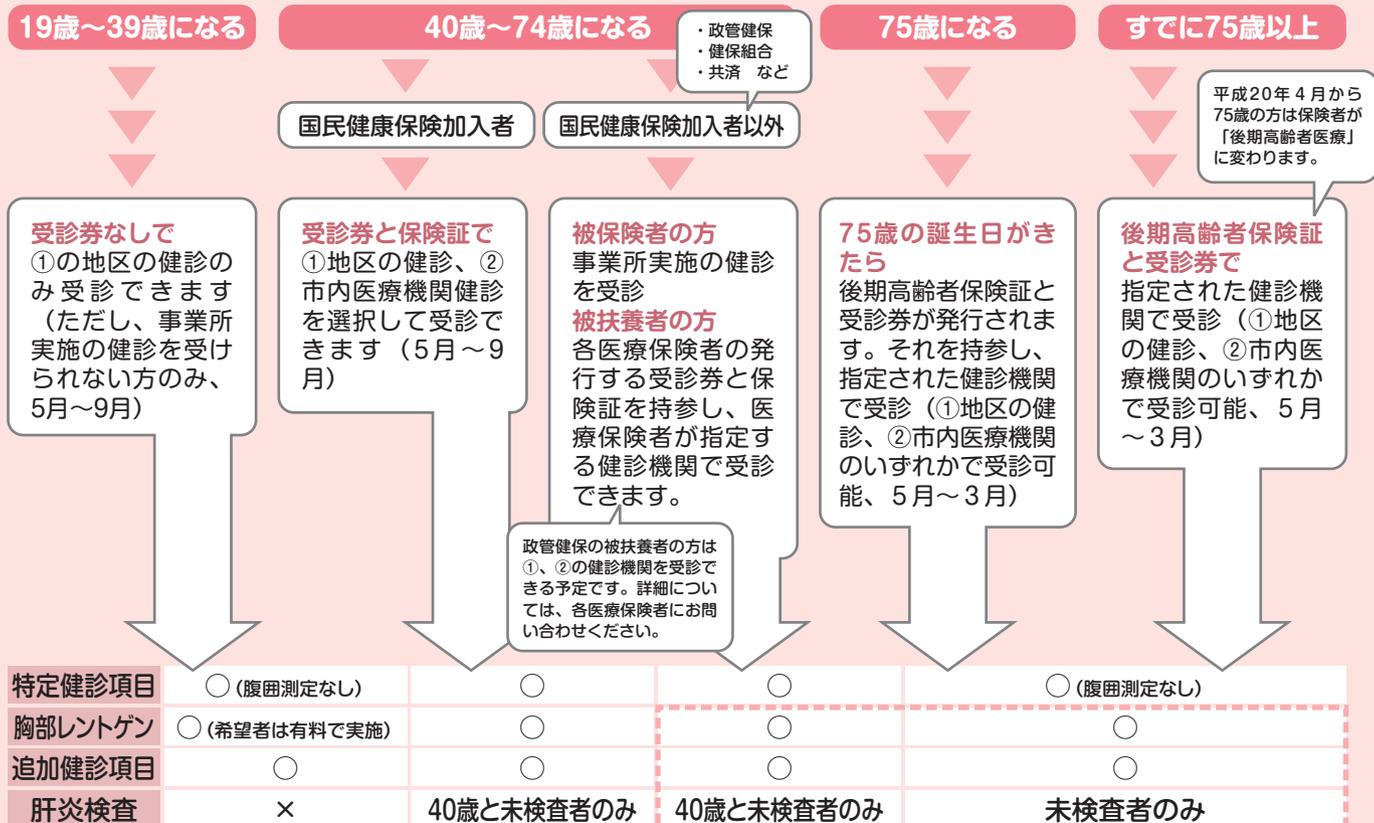
- **健診の方法**
- ① 地区の健診…集団健診
 - ② 市内指定医療機関健診…個別健診

注意

40歳以上の方は各医療保険者が発行する受診券がないと受けられません。

あなたの年齢は？

平成20年4月1日～平成21年3月31日の間に



…は特定健診を①、②で受けた場合実施可

特定健診項目 … 問診、診察、身体計測、血圧測定、尿検査（蛋白・糖）、糖代謝（ヘモグロビンA1c）、脂質代謝（中性脂肪、HDL、LDL）
 肝機能（GOT、GPT、γ-GTP）
 追加健診項目 … 貧血（赤血球、ヘモグロビン、ヘマトクリット）、炎症反応（白血球、血小板）、腎機能（クレアチニン）
 心電図、眼底検査

がん検診

がん検診は加入者保険に関わらず、いままでどおり地区の巡回検診を受診できます。

検査項目	対象年齢	受診頻度	実施方法
肺がん	40歳以上	1年1回	かくたん（かくたんは問診の結果医師が必要と認める者のみ）
胃がん	40歳以上	1年1回	胃部レントゲン
大腸がん	40歳以上	1年1回	便潜血検査
乳がん	20歳以上	2年1回	乳房レントゲン（マンモグラフィー）
子宮がん	40歳以上	2年1回	子宮けい部の細胞診および内診

法的には左記となりますが、19歳以上で希望する方も受けられます。

● **問い合わせ** 健康増進課 (☎0977-84-3111 内線 333・335)

地域密着型サービスの提供事業者を募集します

地域密着型サービスの提供事業者を募集します

由布市では、第3期介護保険事業計画(平成18～20年度)に基づき、介護保険関連施設等の基盤整備を進めています。

このうち、平成18年4月から新たなサービス体系として創設された地域密着型サービスについては、由布市が定めた事業計画に基づき、日常生活圏域ごとに必要と認められるサービスを適正に整備(市長が事業者を指定すること)になります。

今回は平成20年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)に整備予定の次のサービスについて提供主体となる事業者を募集します。

1. 募集する地域密着型サービスの種類

① 小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)

② 夜間対応型訪問介護

③ 認知症対応型通所介護(介護予防を含む)

2. 募集期間

3月26日(水)～4月30日(水) 閉庁日は除く

提出書類等の受け付けは4月30日(水)午後5時必着

3. 提出場所

由布市役所湯布院庁舎 保険課介護保険係

※提出の際は、必ず担当者が直接持参してください。

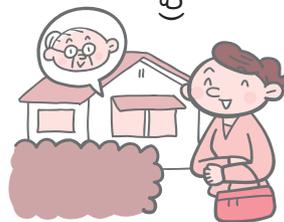
※郵便での申し込みおよび挟間・庄内庁舎窓口では受け付けができません。

募集の詳細な内容は保険課までお問い合わせください。なお、関係書類は由布市公式ホームページに掲載しています。

問い合わせ

保険課介護保険係

(☎)0977-84-3111 内線351・353



健康カレンダー

挟間

- 3月26日(水) 4～5カ月児健診 (13:00 挟間健康センター)
- 4月 9日(水) ポリオ予防接種 (14:00 挟間健康センター)
- 4月16日(水) ポリオ予防接種 (14:00 挟間健康センター)

ちびっこ広場 (9:30～11:30 挟間健康センター)

3月21日、3月28日
4月4日、4月11日、4月18日



庄内

- 3月18日(火) わくわく教室 (10:00 庄内保健センター)

湯布院

- 3月27日(木) 3歳児健診 (13:00 ゆふいん子育て支援センター)
- 4月 3日(木) ポリオ予防接種 (13:30 湯布院コミュニティセンター)
- 4月10日(木) ポリオ予防接種 (13:30 湯布院コミュニティセンター)
- 4月17日(木) 10～11カ月児健診 (13:00 ゆふいん子育て支援センター)



おしえて! 国民年金

平成19年度に

「学生納付特例制度」を承認された方へ

平成18年度の物価変動率はプラス0.3%でしたが、過去(平成12年度～14年度)に物価は下落したが年金額は据え置かれた経緯や、名目手取り賃金が上昇していないことから、19年度の年金額は据え置かれることになりました。

そのため、今年度の年金改定通知書は発行されません。6月中旬までに年金振込通知書のみ送付されます。

4月1日からユーバスのダイヤを改正します

ユーバスは市民一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、自家用車などの移動手段を持たない市民の足として運行しています。昨年1月から11月までは実証運行を行い、実証運行期間中には5万5千人の方々にご利用していただきました。

今回のダイヤ改正は実証運行の結果と皆さんから寄せられたご意見やご要望を踏まえて、より利用しやすいユーバスを目指し4月1日から新しいダイヤで運行します。

詳しくは今月号の広報と一緒にお届けした新しい時刻表をご覧ください。時刻表は各庁舎でも配布しています。

なお、実証運行期間中の路線別利用者数は市のホームページに掲載しています。



主な改正点

庄内地域

- バス停名を変更(個人名を地名に)
- みの草線の一部を路線変更(下武宮〜ほのぼの温泉間が旧道から国道経由に変更)
- 柚の木線、下櫛木線、小挾間線の3路線のコース変更(大津留線、小挾間柚の木線の2路線に変更)
- 小挾間線の運行車両の変更(バスからジャンボタクシーに変更)
- 新規路線(龍原線を新設)

湯布院地域

- バス停名を変更(個人名を地名に)
- 槐木線、奥江線の2路線のコース変更(畑倉線、新奥江線に変更)
- スクールバス湯平線の一部を路線変更(始発を倉本入口に変更、小平・幸野経由に変更)

問い合わせ

総合政策課
☎097-582-1111
内線217

ユーバス運休のお知らせ

中学校行事に伴い臨時のスクールバスを運行するため、次の便は運休します。

- 4月9日(水) シャトルバス全便
下詰線(大学病院12:10発)
- 4月21日(月) シャトルバス全便
下詰線(大学病院13:30発)
湯平線(健康温泉館前12:45発)
- 4月23日(水) シャトルバス全便
下詰線(大学病院12:10発)
- 4月24日(木) シャトルバス全便
湯平線(健康温泉館前12:45発)
酒野線(大学病院13:25発)
- 4月25日(金) シャトルバス全便
塚原線(由布院駅前バスセンター12:50発)

※運休は毎月「市報ゆふ」および「由布市公式ホームページ」でお知らせします。

今月の税

- 国民健康保険税 ……………10期分
- 入湯税 ……………3月期分(2月分)
- 介護保険料(普通徴収) ……10期分

納期限 3月31日(月)

休日在宅当番医

- 内科・外科医

3/16 宮崎医院(庄内)	☎097-582-0345
3/20 新こどもクリニック(挾間)	☎097-583-8277
3/23 おざきホームケアクリニック(庄内)	☎097-582-0013
3/30 秋吉医院(湯布院)	☎0977-86-2241
4/ 6 森本整形外科クリニック(挾間)	☎097-586-3700
4/13 佐藤医院(庄内)	☎097-582-3131
- 歯科医

4/13 かわかみ歯科(挾間)	☎097-586-3418
-----------------	---------------



人の動き

●総人口	36,827人 (-25)
●男	17,661人 (-5)
●女	19,166人 (-20)
●世帯数	14,892戸 (±0)

3月1日現在 ()は前月比

発行元

由布市役所庄内庁舎総務部総合政策課
〒879-5498 由布市庄内町柿原 302 番地
TEL097-582-1111 FAX097-582-3971
<http://www.city.yufu.oita.jp/>
印刷：株式会社インタープリント

キ★ラ★リ★編★集

3月5日は「啓蟄(けいちつ)」。春の陽気を感じて土の中で冬眠していた虫たちが目覚めるころとされていますが、市内では雪景色となった地域もあり、冬に逆戻りした感じの朝となりました。それでも先日は、庁舎の庭の木々を元気に飛び回るメジロの姿を見かけました。我が家の庭のチューリップも気が付けば、少し芽を出していました。本格的な春の訪れも、もうすぐかもしれません。(ゆ)

3月になりました。出会いと別れの多いこの季節……。今月の県の花でもあるスイートピーの花言葉は「優しい思い出・門出」だそうです。☆思い出は人を助けてくれます。だから良いツライ関係なくたくさんの思い出をつくった方がイイ♪時折、学生時代の卒業記念の寄せ書きを見て若さ!?!と勇気をもらっています。(ふ)



おんぼろは

市長であ

No. 27

文・首藤奉文

みなさんこんにちは市長です。

わたしの孫は南美(みなみ)といいます。でも、なぐが出ていくと自分のことを「みーみ」といってます。たまに私が5時過ぎに家に帰ることがあります。めったにないからうれしくてビールが飲みたくなります。でもつれあいがまだ早いと一言があります。そこで、「みなみい、じいちゃんビール飲みたいけど飲んでいいかなあー」。すると「いいよ」とすぐお許しができます。「みなみい、ついでくれる?」「うん、いいよ」。実は、南美はビールの泡のたつのが、面白くてたまら



▲辻馬車開き出発式にて

ないので。ですから「うん、いいよ」となるのです。こうなるとだれも止めることはできません。でもこれには少々我慢が必要。泡のたつのを早く見たいために、急かされるのです。「もうちょっと待ってよ」と言ってもそれは待てません。ですからこれはゆっくり飲むことができな難点があります。でも孫の注いでくれるビールはうれしいですね。

わが由布市もはや2歳と5カ月になりました。人間で言えば、やっと片言が話せるようになるころです。わたしはこの子を、自分のことは棚に上げ人の欠点ばかりを見つたり、人をうらやんだり、ねたんだり自己中心の人間ではなく、元気でたくましい、正直で気立ての優しい、そして何よりも思いやりの心に溢れた人間に育てたい。相手の立場を考え、人の良いところを認め、互いに協力しあって生きることがどんなにか心が平和で楽しいかがわかる人間に成長させたいと思っています。

皆さんと一緒に、日本に誇れる由布市にしたいものです。



2008
3
MARCH
Vol.30

City情報広場



まちのスポットライト
ハッピーバースデー／さわやかキッズ
まちかどズームアップ
DEAR 図書館だより
由布市文化財探訪
みんなのひろば

早春の
由布路を翔る

辻馬車開き(湯布院)



ふるさと“大分”のために

後藤裕介さん(湯布院町川南)

第63回国民体育大会冬季大会

長野かがやき国体 大分県代表



◀ 2001年の山梨冬季国体では旗手を務めた後藤さん



▲ 愛用しているスケート靴



◀ 「今後も機会があれば続けたい」と話す後藤さん

まちの スポットライト vol.29

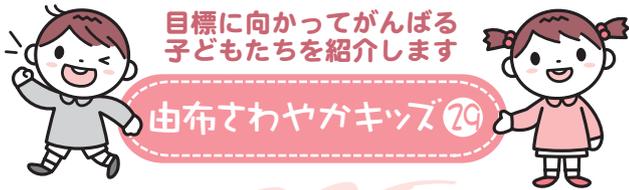
このコーナーは
「元気な人とまち」を応援するために
シリーズで掲載しています。

皆さんは今年1月から2月に長野県で開催された「第63回国民体育大会冬季大会」に、由布市内から県代表として参加した選手をご存知ですか。成年男子スケート・ショートトラック大分県代表の後藤裕介さんです。県勢唯一の選手として、個人優勝の8点という「競技得点」よりも大きな「参加点」10点をチーム大分にもたらし、今秋開催される「チャレンジ！おおいた国体」の大分県代表チームにこの得点が加算されます。実はスケートを一旦退いていたのにも関わらず、「参加点の獲得を」と地元大分のために、後藤さんは現役復帰を決めました。

ももとは高校時代に野球をしていたという後藤さん。全くスケートとは無縁でしたが、進学先の福岡の大学で出会ってからは、コーナーに突っ込むスピード感にはまったんだとか。長野冬季国体の前には、スケート施設が県内にないため、福岡市まで出向いて母校の現役部員たちと練習に励んできました。

今回で、5度目の冬季国体出場でしたが、出場した成年男子1,000m、500mともに目標としていた予選突破を果たすことが叶いませんでした。「期待に応えることができませんでした、自分が持っている力を出し尽くしました」と今の心境を話してくれました。

ふるさと“大分”のため、後藤さんが果たした役割は大きなものだと思います。その故郷への熱い思いをムダにしないためにも、「チャレンジ！おおいた国体」に出場する大分県代表選手の皆さんの活躍に期待したいと思います。



伝統を引き継ぎ、心身を鍛練 湯布院柔道教室

湯布院地域で30年以上の活動を行っている伝統ある「湯布院柔道教室」。現在、幼稚園生から中学生まで16人が、指導者5人のもと元気に稽古に励んでいます。

教室では、礼節や基礎体力の向上に重点を置き指導。室長の立川寛典さんは「柔道を通して、何事にも積極的に取り組み、意思表示のしっかりできる子どもたちに育てほしい」と、時に厳しく、そして温かい目で20年以上子どもたちを見守り続けています。教室生が少なかった時期もあったそうですが、現在は人数も増え活気にあふれています。年間、約15大会に出場し経験を積み、また、性格や能力にあった指導で実力も着実につけています。2月の直入少年柔道大会では3位に入賞し、今後の目標は由布市の柔道大会で優勝することだそうです。教室生の阿南龍輝くん(小6)は、「柔道を始めて体力がついたと思う。技が決まったときは気持ちがいいです」と笑顔。江藤星さん(小3)は、「柔道が楽しくなってきました。優勝できるように頑張りたい」と抱負を語ります。

稽古は毎週火曜日と木曜日の午後6時30分から8時30分まで湯布院中学校武道場で行っています。見学は自由で、入会希望者は室長の立川さん(☎080-5604-8919)または保護者代表の森さん(☎0977-84-3792)までお問い合わせください。



ハッピー3月バースデー HAPPY BIRTHDAY TO YOU!



いつの ひめか
伊津野 姫桜ちゃん

平成19年3月7日生 湯布院町川上

1歳の
お誕生日おめでとう。
我が家のアイドル姫ちゃん。
元気にすくすく
育ってね。



冴ちゃん、2歳の
お誕生日おめでとう。
これからも元気いっぱい
育ってね。

かにくら しょうた
加二倉 冴汰くん

平成18年3月3日生 庄内町野畑



おおくぼ しどう
大久保 志堂くん

平成18年3月5日生 庄内町大龍

泣いて、笑って、怒って、
笑って毎日楽しませてくれる
しー君。皆から愛されている
ことを忘れずに大き
なってね!

※お誕生日コーナーにお子さんの写真を掲載したい保護者の方は、事前に**総合政策課**(☎097-582-1111 内線222)へ電話でお申し込みください。対象は3歳以下で、市報ゆふのお誕生日コーナーに掲載されたことがない方とします(先着順)。

まちがどズームアップ

懐古

還暦記念に母校へ寄付

湯布院中学校昭和38年卒業の皆さんが、還暦を記念して湯布院中学校に図書56冊を寄贈しました。1月に行われた同級会の際に、「還暦を迎えた記念に何かできないだろうか」との意見が出され、母校への寄付を検討。「後輩たちの健全育成のために役立ててほしい」と、図書を贈ることとなりました。2月4日、代表者5人が中学校を訪れ目録が贈呈されました。湯布院中学校では、「大変ありがたいこと。有効に利用したい」と先輩たちからの好意を喜んでいました。



▲挟間小2年生のクラスを指導した時の様子

上手にできたよ♪



地域貢献

パソコンを通してスキンシップ

ゆめネット挟間(丹生文雄会長)の会員が、挟間小学校と石城小学校の児童らにパソコンを指導しました。これは、50歳以上のパソコンサークルであるゆめネット挟間が地域協育の一環として行ったもので、会員たちは児童らに招待状の制作を指導。実際にできたものを見て、子どもたちは大喜びしていました。今後も、ゆめネット挟間では継続して行いたいということで、人生の先輩とのふれあいを通じて、子どもたちも多くのものを学んだようです。

念願

初のどぶろく免許取得

2月15日、濁酒(どぶろく)製造免許を取得した「古式手打そば泉」の菊地三郎さんが、首藤市長へ報告のため庄内庁舎を訪問しました。市内全域を対象としたどぶろく特区で免許を取得したのは菊池さんが初めてで、県内では竹田市に続いて2例目です。「3年の歳月をかけて取り組みました。大変でしたがとてもうれしいです。」と話す菊池さん。3月6日には初蔵出し試飲会も行われ、近く店頭での販売も考えているそうです。また一つ由布市の特産品が完成しました。



毎月20日は
「飲酒運転根絶市民運動の日」

交通安全

飲酒運転はNO!

市民総参加で飲酒運転のない安心・安全な市民生活の実現をめざそうと、2月20日に一斉早朝街頭啓発運動が市内3地域で実施されました。当日は大分南警察署の協力のもと、各地域の交通安全協会支部員や交通指導員、市議や市職員など210人が参加。通勤中のドライバーらに飲酒運転の根絶と交通ルールの徹底を呼びかけました。昨年12月から施行の「市飲酒運転根絶に関する条例」を遵守し、今後も飲酒運転者や飲酒運転による交通事故をなくす取り組みをみんなで進めていきましょう。



▲ドライバーに呼びかけをするめじろん

疾走

郷土のタスキに思いを込めて

春季県体・第50回記念県内一周大分合同駅伝競走大会が2月18日から22日までの5日間、全37区間388.8キロで行われました。昨年同様、17郡市16チームがエントリー。大会3日目の20日には庄内庁舎前から午前11時に再スタートし、由布市チームの3区の是永勇人選手(湯布院川上)が沿道に集まった市民からの大きな声援を受けて出発しました。続く4区の井口清司選手が熱い応援を受け見事この区間初の1位でゴール!大会総合成績は5位と健闘しました。



有機愛農

今こそ“安全・安心”

2月20日、ゆふ有機農業研究会(小野二三人会長)主催による有機農業を考えるシンポジウムが開催されました。当日は、会員や消費者団体など50人が参加。“なしっ!今有機農業か?”をテーマに、昨今の食品表示の偽装問題をはじめ、昨年12月に施行された有機農業推進法の内容などが報告されました。そして、実際に有機農業に取り組む市外のJAS有機認定農家を交え、参加者と一緒に、現在の私たちが抱える食の課題について考えました。今まさに消費者との信頼関係が求められています。



願い

児童の力作が橋名板に

平成17年9月の台風14号直撃により、湯布院町下湯平地区は土石流が発生し家屋が流出するなど甚大な被害を受けました。この度、災害復旧工事が完了し、新たに架けられた平原橋の橋名板4枚を湯平小学校の全校児童42人で協力して作成しました。各学年で分担し、1年・2年が「ひらばるばし」、3年・4年が「平成19年11月竣工」、5年が「花合野川」、6年が「平原橋」の文字を担当。「これからずっと災害のないように、みんなで願いを込めて書きました」と子どもたち。畑地区自治委員の渡辺謙一郎さんも「工事が終わり、新しい橋もできて安心していきます。子どもたちの橋名板も立派なもので、地区民も喜んでいきます」と話していました。

自分の書いた
文字を指し示
す6年生



▲元気いっぱいの児童42人が書いた橋名板が設置された「平原橋」

長寿

みんなでお祝い

湯布院町川北の特別養護老人ホーム「温水園」に入所している佐藤フジエさんが2月24日で100歳を迎えるにあたり、21日に首藤市長が祝福のため同園を訪問しました。首藤市長から花のアレンジメントと記念品を手渡された佐藤さんは「多くの人たちにお祝いしてもらってうれしいです。どうもありがとうございます」と笑顔で感想を話しました。若いころにはよく編み物をしたそうで、今では歌を歌ったり、テレビを見るのが好きとのこと。佐藤さんを含め、今年100歳を迎えた方は5人になりました。



▲甘いものが大好物な佐藤さん(写真中央)

結集

1市1校を守るために

2月5日、由布高等学校存続市民総決起集会がはさま未来館で開催されました。県教育委員会の後期高校再編整備計画(素案)による由布高等学校の廃校提案を受け、由布高等学校振興協議会(会長首藤奉文市長)が主催したもので、当日は800人を超える市民が参加。これまでの経過報告から今後の活動方針、さらに地域の核である由布高等学校の存続を求める集会宣言が採択された後、参加者全員によるがんばろう三唱で締めくくられました。3月末までには、2万9千人を超える由布高等学校存続の署名簿が大分県へ提出される予定です。



深求

ふるさと再発見

3回目となる「庄内公民館まつり」が3月2日、庄内公民館で行われました。阿蘇野小学校児童がふるさと探求講座として取り組み、地域に伝わる「獅子舞」の歴史などについて学んだことを発表。児童が獅子の先導役となる「団扇取り」となって、獅子舞との舞も披露されました。また、出前歌説法を行っている南慧昭さんが「心の健康・心におしゃれを」と題して講演。来場者は一緒に歌を歌って、ゆったりした時間を過ごしました。



▲全校児童が元気よく団扇取りを披露

功績

庄内神楽の発展に寄与

2月29日、庄内神楽座長会前会長の江戸文武さん(庄内町西大津留)が、今年度の地域伝統文化功労者表彰を受賞しました。江戸さんは農業に従事する傍らで、竹の中神楽に加入。平成元年の庄内神楽座長会の立ち上げの際には12座をまとめ、神楽殿や伝習館の建設にも尽力を注ぎました。また、後継者の育成とともに、県内外から神楽団体を招いて交流を進めるなど、長年にわたって活躍したことが認められ受賞をしました。



▲受賞おめでとうございます(写真中央が江戸さん)

農業NOW

今月は“JAゆふいん直売所 陽だまり”です。

こちら「JAゆふいん直売所陽だまり(木村義彦店長)」では、毎日直接生産者から届く新鮮な野菜をはじめ、チーズや味噌などの農畜産加工物や地元湯布院特産のブルーベリーを使用したジャムやワインまで実に幅広く取り扱っており、その豊富な品数には驚きます。もちろん、店内は地元の方をはじめ観光客でいつもにぎわっています。また、平成17年8月には「農産物安全確保体制導入直売所」の認定も受け、およそ160人の生産者一人ひとりへ安全・安心な農産物の提供を呼びかけています。

平成18年11月には、待望の「陽だまり食堂」が開店し、湯布院のおふくろの味を求めて連日多くのお客さんが訪れます。代表の小野タツ子さんをはじめ、10人のメンバーがローテーションで毎日元気に頑張っています。今年の目標はすばり「売上げアップ!」。そのため、自慢の「ハヤシライス」や「牛丼」のテイクアウトサービスや、「ぜんざい」「甘酒」をメニューに加えるなど、メンバー内で協議しながら営業努力をしています。「100%地元産にこだわり、すべて私たちの手作りです。ぜひ皆さん食べにお越しください」とPRする小野さん。

ホームページでの湯布院産豊後牛肉のウェブ販売や、地元のお菓子屋さんと連携してスイーツを販売するなど、これからの直売所の新たな可能性をここ陽だまりで感じました。決して現状維持ではなく、「攻めのスタイル」こそ、今後の直売所経営のポイントです。

(電話・FAX)

0977-84-2270

(営業時間) 直売所: 8:30~17:30
食 堂: 11:00~14:00

(ホームページアドレス)

<http://www.jaoita.net/ja-yufuin/hidamari/index.html>

(店休日) 直売所: 12/31~1/3
食 堂: 12/30~1/3



▲弁当や惣菜も豊富にそろっています

店頭では地元ゆふいん牛の
▼注文配達サービスも



▲絶品!ハヤシライス



▲香り豊かなゆふいん牛をぜひ!



▲笑顔が“素敵”な陽だまり食堂のみなさん

YUFU農業ニュース

由布市農業 頑張ってます!

2月19日、第9回大分県なし研究会果実品評会の表彰式が開催され、由布市から小野健三さん(庄内町西長宝)と小松寮の出品した梨が最優秀賞に輝きました。県内より7カ所の梨産地から83点出品され、玉ぞろいや糖度、食味など厳しい審査の結果、すべての項目に優れ受賞したものです。また、第39回大分県農業賞の企業的農家の部では、水耕こねぎ栽培を経営する(有)挟間グリーンファーム代表の五島泰浩さん(挟間町赤野)が優秀賞に輝いています。



▲最優秀賞を受賞した小野健三さん夫婦(右)と小松寮の皆さん(左)

～おめでとうございます～

▲優秀賞を受賞した五島泰浩さん

～このコーナーは農政課との共同企画です～ (ふ)



DEAR ディア

由布市立図書館

庄内図書館

湯布院図書館



「後藤楢根記念 ならねっ子まつり」での由布市の読み聞かせグループによるおはなし会は、多くの人々の心に響く素晴らしいものでした。

後藤楢根の「子どもの心を育てたい」という熱い思いは、これからは図書館を中心に、児童文化活動の輪を広げ、心豊かな子どもたちを育てることで、受け継がれるのではないのでしょうか。



由布市に子ども文化の花開け

庄内図書館、湯布院図書館電算化 図書館システム導入

両館は館内整備・資料整備のため 4月1日からしばらく休館します。

- ★いよいよ庄内・湯布院の両図書館が電算化されます。図書館システムが導入され、由布市立図書館・庄内図書館・湯布院図書館がネットワークでつながります。各図書館が電算化されることにより、本の検索・予約が容易にでき、図書館利用がさらに便利になります。県内公共図書館との相互貸借はもちろん、県外の図書館の資料利用も可能になります。
- ★電算化に伴う館内整備・資料整備のため、庄内図書館・湯布院図書館は4月から当分の間休館します。地域の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどお願いいたします。
- ★由布市立図書館は通常どおり開館しています。

休館中もおはなし会を行います

庄内図書館 ● 毎月第3日曜日 第1会議室
湯布院図書館 ● 毎月第3木曜日

蔵書点検が終わりました

期間中は休館のためご迷惑をお掛けしました。職員の体力と忍耐力がものを言う作業ですが、「大切な財産である蔵書を点検・整理する!」という使命感に燃えて取り組みました。

後藤楢根記念 第1回「ならねっ子まつり」が開催されました

日時：2月9日(土) 場所：はさま未来館



全体会は小学生の童謡合唱で幕を開け、大分大学の豊田寛三先生の講演(後藤楢根を中心に大分県の文化振興について)。楢根の生涯と作品をナレーションと朗読で紹介。

“おはなしの部屋”では挟間・庄内・湯布院のおはなし会のメンバーによる読み聞かせなど。昔の遊び体験、小学生によるお茶席、なつかしいカレーの給食・・・大人も子どもも楽しい一日を過ごしました。

3月のテーマ展示

「サイタ、サイタ」

春、お花だけでなく色々な何かが「咲く」季節でもあります。あなたの周囲の景色だけでなく、人かも知れません!

3月のミニ個展

ちりめん細工のおひなさま

出展者：小野 恵美子さん



3月のカレンダー

□ 3館の休館日

○ 3館のおはなし会

<http://library.yufu-city.jp/>
mail: h_tosho@city.yufu.oita.jp

由布市立図書館からお知らせ

TEL.097-586-3150 FAX.097-583-1186

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

4月の休館日 7月・14月・21月・22火・28月・29火

4月のおはなし会 16水・26土

庄内図書館からお知らせ

TEL.097-582-0214 FAX.097-582-0683

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

4月の休館日 4月1日より電算化のため休館

4月のおはなし会 20日

湯布院図書館からお知らせ

TEL.0977-84-2604 FAX.0977-84-2603

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

4月の休館日 4月1日より電算化のため休館

4月の読みかたり 17日

由布市文化財探訪

その.26

今回は湯布院地域の日出生台演習場の中にあ
やまいしばる きんじゅうくようとう
る「山石原の禽獣供養塔」を紹介します。

この供養塔は、現在、日出生台演習場の中にあり、高さ120cm、幅28cm、厚さ22cmほどのもので、碑には文化7年(1810)8月に、山石原村の七草子次郎左衛門が、64歳の時に建立したといわれています。塔の裏面には、「猪や鹿などの獣およそ、1984頭の命を断ったので、これを悔い、霊を慰めるために建てた」とあります。

当時、由布岳周辺一帯には、猪や鹿が多く生息し、近辺にある若杉山石原などでは、狩猟で生計を立てる人が多くいたと思われます。しかし一人の猟師が、このように多くの獣を獲る事は容易ではなく、これを成し遂げた猟師は、名人として仲間から尊敬を集めたようです。そこで、殺した獣たちの供養と、自分の偉業を世に伝えるために、この供養塔を建てたと思われます。

ところで、記念碑的なものであれば、当然2,000頭捕獲を記念したものだと推測されますが、どうして1984頭なのでしょう。当時、お腹の中に子を持った雌は、獲物を増やしてくれるため、殺さないことが猟師の暗黙の掟であったそうです。そのことから、実際に獲った獣は2,000頭であったのですが、お腹に子を持った雌を獲ってしまった数を、あえて差し引いて、塔の銘文には1984頭としたのではないかとされています。

参考文献『町誌 湯布院』



▲山石原の禽獣供養塔

●次回紹介は……

由布市指定文化財「中畑幢石」を紹介します。
お楽しみに!

伝説「塚原の九十九塚」

湯布院塚原にある塚については、次のような言い伝えがあります。

むかし塚原は平和な神の国でありましたが、日に日に鬼どもが勢力を得て、神の国の住民を食い殺すといった有様でした。

このような残虐が続いたので、ついに神と鬼との戦が起こることになりました。そこで神々は鬼たちに対して「一夜のうちにこの平地に百の塚を築いてみよ。もしそれが夜明けまでにできなければ、この土地より他に退散してもらいたい」と言いわたすと、鬼たちも承知して直ちに塚を作りはじめました。まさに九十九塚を築いて、あと一つで百塚になる、というせとぎわになりました。神々は驚き、大変なことになってしまったと心配していると、知恵の神が進み出て「私に良い考えがある。任せてもらいたい」といって、由布の峯に登り、笠で囊を叩き、鶏に寸分変わらない声で「コケッコ」と鳴き続けました。鶏の声は、もちろん夜明けを意味します。鬼たちも約束通り「われわれの負けだ」といって、百塚の完成をみずに退散してしまい、以前のような平和な神の国にもどったということです。

※上文は『大分の伝説』第1集を加筆したもの



▲塚原・九十九塚

問い合わせ

由布市陣屋の村歴史民俗資料館
☎ 097-583-3941

由布市教育委員会 生涯学習課文化振興係
☎ 0977-84-3111 (内線234)

HOT LINE

みんなのひろば

由布市総合政策課
☎097-582-1111 内線222

試験

国家公務員採用Ⅰ種試験

受験資格 ①昭和50年4月2日～昭和62年4月1日生まれの者②昭和62年4月2日以降生まれで平成21年3月までに大学卒業、卒業見込みおよび人事院が同等と認める者

受付期間 4月1日(火)～4月8日(火)

試験日 5月4日(日)

問い合わせ 人事院九州事務局第二課試験係(☎092-431-7733)

国家公務員採用Ⅱ種試験

受験資格 ①昭和54年4月2日～昭和62年4月1日生まれの者②昭和62年4月2日以降生まれで平成21年3月までに大学・短大・高専を卒業、卒業見込みおよび人事院が同等と認める者

受付期間 4月11日(金)～4月22日(火)

試験日 6月22日(日)

問い合わせ 人事院九州事務局第二課試験係(☎092-431-7733)

危険物取扱者試験

日時 6月22日(日) 午前10時

場所と種類 日本文理大学(甲種、4類を除く乙種、丙類)、大分大学(乙種4類)、別府青山中学校(甲種、乙種全類、丙種)

受付期間 4月21日(月)～5月8日(木)

願書配布場所 由布市消防本部予防課、県消防保安室など ※3月17日(月)から配布

問い合わせ (財)消防試験研究センター大分県支部(☎097-537-0427)

相談

無料相談会

日時 3月19日(水) 午後1時～午後4時

場所 県行政書士会(大分市城崎町・県住宅供給公社ビル3階)

内容 遺言・遺産相続・不動産関連など生活における悩み事

問い合わせ 県行政書士会事務局(☎097-537-7089)

成年後見無料相談会

司法書士による認知症高齢者・知的障がい者等、判断能力が不十分な方を対象にした相談会です。

日時 3月23日(日) 午前10時～午後3時

場所 司調会館(大分市城崎町)

問い合わせ 大分県司法書士会(☎097-532-7579)

※また、当日は電話相談も受け付けています。

☎097-533-4110までお願いします。

募集

大分県奨学会奨学生募集

対象者 県内に住所を有する人の子弟で、高校、専修学校高等課程、高等専門学校に在学する人

募集期間 平成20年4月上旬～5月中旬(在学する学校を通じて募集を行います)

貸与期間 平成20年4月から在学する学校の標準修業期間の終わる月まで

貸与月額 国公立自宅1万8千円～私立自宅外3万5千円

問い合わせ 大分県奨学会(☎097-506-5620) URL://www.d-b.ne.jp/syogaku/

2008 チャレンジ! おおいた国体

ここから未来へ 新たな一歩

由布市はゴルフ(少年男子)、アーチェリー、銃剣道、ライフル射撃、ラグビーフットボール(少年男子)の開催地です。おおいた国体は平成20年9月27日～10月7日の開催です。



チャレンジ! おおいた国体 由布市実行委員会

青年国際交流事業に参加しませんか

内閣府では、平成20年度に実施する国際交流事業(「国際青年育成交流」「日本・中国青年親善交流」「日本・韓国青年親善交流」「世界青年の船」「東南アジア青年の船」)の参加青年を募集しています。

募集期限 3月28日(金)

※応募方法などの詳細は下記までお願いします。

問い合わせ 大分県私学振興・青少年課(☎097-506-3076)、内閣府政策統括官付国際交流第1担当(☎03-3581-1181)

「山桜」フォトコンテストの作品募集

「山桜日本一の里づくり」の一環として、大分、由布両市内において咲き誇る山桜の風景をおさめた写真コンテストの作品を募集します。

応募資格 プロ、アマチュアを問わず、どなたでも応募できます。

応募規定 ①撮影対象は、必ず大分、由布両市内の山桜の風景や山桜にまつわる風景とし、単写真で未発表のもの(過去に撮影したものも可) ②作品の規格は、カラー写真(デジタル可)で、サイズは四ツ切(ワイド、合成加工不可) ③応募点数は1人1点とします。なお、応募作品については返還しません。

応募期間 4月1日(火)~5月30日(金) ※当日消印有効

応募方法 氏名、住所、電話番号および画題、撮影場所、撮影年月日を記載した書面を作品の裏面に貼り付け、下記まで送付してください。

〒879-5413 由布市庄内町大龍1711番地1

おおいた森林組合総務課

※上記の目的以外には使用しません。

審査及び入賞 主催(おおいた森林組合)が委嘱した審査委員が審査します。最優秀賞1点、優秀賞2点及び佳作10点とし、それぞれ次のとおり賞を差し上げます。なお、入賞作品の著作権は主催者に帰属とし、後日原版(ポジ・ネガ・デジタル写真はデータ)を提出していただきます。

○最優秀賞 賞金5万円・副賞および賞状

○優秀賞 賞金2万円・副賞および賞状

○佳作 賞品・副賞および賞状

結果発表及び展示 審査の結果は入賞者に直接通知し、別に表彰式を行います。また、入賞作品ははさま未来館に展示します。

問い合わせ おおいた森林組合(☎097-582-0900)

食生活改善推進員育成研修生の募集

食生活改善推進員は、生涯における健康づくり活動を食を通して地域において推進しているボランティアです。ボランティア活動に興味のある方は、ぜひ研修会にご参加ください。

開催日 毎月第2火曜日(開講式を4月22日に予定しています)

場所 庄内庁舎 2階調理実習室

内容 栄養士によるテーマ別の講義、調理実習

条件 由布市在住の女性で、研修期間(1年間)終了後に必ず各支部の協議会に入会して活動すること

費用 2,000円(テキスト・成分表など)

申込期限 4月8日(月)

申込み・問い合わせ 健康増進課(☎0977-84-3111 内線333)

教室・講座受講生募集

由布市および大分市内にお住まいの方を対象に受講生を募集します。詳しくは、大分市ホームページおよびコンパルホール、はさま未来館、庄内公民館、湯布院公民館に配置している募集案内パンフレットをご覧ください。なお、ホームページの公開および募集案内パンフレットの配置につきましては4月1日(火)を予定しています。

問い合わせ コンパルホール(大分中央公民館)

☎097-538-3700

墨彩画サークル会員を募集します

中国書画家協会会員で職業画家の王玉轉(オウギョクテン)氏の指導のもと、あなたも水墨画を習いませんか。興味がある方はぜひご参加ください。

開催日時 毎月第1、第3週の日曜日 午前10時~正午

場所 はさま未来館
女性研修室

会費 毎月3,000円
(※材料費別途必要)

→初回の体験は無料です。

問い合わせ

佐田(☎097-583-0676)



教室・講演会

県立病院の健康教室

日時 3月18日(火)午後1時～午後2時
場所 大分県立病院 3階講堂
演題 「更年期障害について」講師：婦人科 林下千宙医師
 ※入場無料・事前予約も不要です。
問い合わせ 大分県立病院 総務班 (☎097-546-7118)

花いっぱいのまちづくり講演会

～花いっぱいでおもてなし～

大分国体推奨花であるコスモス、サルビア、ベゴニアなどの栽培方法を学んで、大会に訪れる選手や関係者の皆さんをおもてなししましょう。

ボランティアの皆さん、花づくりを楽しんでいる人や、これから花づくりをやってみようという人はぜひご参加ください。入場は無料です。

日時 4月17日(木) 午後1時30分～
場所 ほのぼの工芸館交流室(庄内町庄内原)
講師 柴田映昭さん(植物学専門家、庄内花いっぱい会アドバイザー)
内容 花が元気に育つプランターづくり、美しく長く咲かせるには、花づくり質問コーナーなど
問い合わせ 庄内地域振興局地域振興課 (☎097-582-1111 内線113)



お知らせ

株券が電子化されます

2009年1月から、株券電子化により、上場会社の株券は無効となり、株主の権利は証券会社などの金融機関の口座で電子的に管理されます。

お手持の株券が本人名義になっていない場合は、電子化により株主としての権利を失うおそれがありますので、株券電子化の実施前までに名義書き換えが必要です。

また、株券電子化により、株式の管理や取引がより効果的に、より安全に行えるようになります。

※電子化に関するお問い合わせは下記まで
 日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター
 ☎03-3667-4500(土日を除く平日午前9時～午後5時まで)

挾間町商工会よりお知らせ

平成20年4月1日から発行する商品券の有効期間が6カ月以内になります。また、販売時の値引きが3%になります。皆様にはご迷惑をおかけしますが、今後とも「便利、お得な」挾間町商工会の商品券をよろしくお祈いします。



問い合わせ
 挾間町商工会 (☎097-583-0235)

第9回

ゆふいん健康温泉サミット

はじめる勇気! 継続は力なり!

【日時】 3月23日(日) 午前10時～午後3時30分 【場所】 健康温泉館「クアージュゆふいん」

※参加無料! 参加者には昼食が出ます。

10:00～

●体験発表

「私は健康温泉館を利用してこんなに元気になりました」
 (発表者)

- 庄内町 米津 英子
- 湯布院町 原田 博
- 湯布院町 清水 益幸

●講演

「健康・福祉増進と温泉」

講師：富山大学医学部 理事・副学長 鏡森 定信 氏
 「太陽光線と脂肪肝」
 岩男病院 副院長 後藤 茂 氏



12:00～

- フリーマーケット
- アトラクション
- バンド演奏「ブループラネット」代表 田中 昌徳 氏

13:30～

- 肩・腰・膝の水中運動療法 アクアダンス
 ～曲目♪春よ♪～
 講師：バルフィットシステム 古賀 真澄 先生
 ※参加する方は、水着・タオルをご持参ください。貸出水着は、200円です。

【主催】 由布市・由布市湯布院健康温泉館事業運営委員会 【後援】 大分県国民健康保険団体連合会